

(件名) 外国人技能実習生の入国、在留資格等について(陳情)

(陳情の趣旨)

当組合は、鹿児島県の水産食品加工業を製造する中小零細企業の外国人材受け入れを主たる目的に平成13年2月に設立し、現在までに中国人、ベトナム人を1,427人受け入れている県内28の受入企業で構成されている外国人技能実習監理団体です。

鹿児島県の基幹産業でもある鰹節の製造等は、近年日本の調味料の基礎となる節類の県内製造が70パーセント以上になったとはいえ、特に労働力の高齢化と労働力不足で外国人技能実習生の受け入れなしでは操業がままならない状況になっています。

水産食品製造業では、技能実習生が製造従事者の50パーセント以上になる零細企業も多く、一刻も早い入国を待ち続けている現状です。現在、当組合では入国待ちが20人程度おりますが、先日国が示した入国予定では、入国が来年2月以降になります。また、現在は、入国できる空港がほとんど関東や関西に限られている上に、入国後の待機場所までは公共交通機関が使えないため、受入団体が独自に交通手段を確保して出迎える必要があり、大きな負担となっています。

次に、技能実習2号を終了した者で帰国困難な者が、就労可能な特定活動の在留資格を技能実習で雇用していた企業などの支援により取得した後、特定技能1号の在留資格で県外企業に流出するような例が多く、当組合が担当している企業では、予定の半分程度の外国人労働者しか雇用できていない状況です。また、このような転職の場合、転職先企業やその支援機関からは事前に何の連絡もなく、本人から突然転職する旨を知らされるような例が多く、雇用計画に支障をきたす上、急な転出手続きや関係機関への届出などにも苦慮している状況です。

このような状況を改善するため、地方自治法第99条の規定に基づき、貴議会から下記事項を踏まえた意見書を、国に対して提出していただくよう陳情いたします。

記

- 1 入国者枠を緩和するとともに、福岡空港など地方空港への国際線の再開を促進し、外国人技能実習生が入国できる空港を拡大することにより、地方の中小企業の負担を軽減すること
- 2 政府が実施している水際対策と対策後の国内移動等にかかる受入団体の負担を軽減する施策を実施すること
- 3 技能実習期間終了後に引き続き特定活動などで在留している者が転職する場合は、現在就労している企業や監理団体が、十分な期間を取って転職先企業やその支援機関と手続きなどについて調整できるよう、国が指導等を行うこと